

農地中間管理事業に係る利害関係人の意見聴取

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)附則第10条に基づき農用地利用集積計画(一括方式)を行うにあたり、利害関係人の意見聴取について公衆の縦覧に供する。

なお、農用地利用集積計画(一括方式)による農地中間管理機構(公益財団法人高知県農業公社)からの賃借権の設定等に係る利害関係人は、縦覧期間満了の日までに公益財団法人高知県農業公社理事長に対して、意見書を提出することができる。

令和7年1月22日

農地中間管理機構
公益財団法人高知県農業公社

1 農用地利用集積計画(一括方式)の概要

申請年度・番号	賃借権の設定をする農用地	地番	設定期間
6年 第248号	南国市 大桶 字【未定】	7-1	32年
	南国市 (大桶) 字 (樋尻)	(甲281)	
	南国市 (大桶) 字 (樋尻)	(甲282)	
	南国市 (大桶) 字 (樋尻)	(甲283)	
	南国市 (大桶) 字 (樋尻)	(甲284)	
	南国市 (大桶) 字 (樋尻)	(甲285)	
	南国市 (大桶) 字 (樋尻)	(甲286)	
	南国市 大桶 字【未定】	7-2	32年
	南国市 (大桶) 字 (セガキ)	(甲73)	
	南国市 (大桶) 字 (セガキ)	(甲76)	
	南国市 大桶 字【未定】	7-3	32年
	南国市 (大桶) 字 (経柱)	(甲458)	
	南国市 (大桶) 字 (経柱)	(甲462-イ)	
	南国市 (大桶) 字 (経柱)	(甲462-ロ)	
	南国市 (大桶) 字 (南経柱)	(甲475)	
	南国市 (大桶) 字 (南経柱)	(甲476)	
	南国市 (大桶) 字 (南経柱)	(甲493)	
	南国市 (大桶) 字 (淵ヶ上)	(甲495-1)	
	南国市 大桶 字【未定】	8-1	32年
	南国市 (大桶) 字 (窪)	(甲244)	
	南国市 (大桶) 字 (窪)	(甲254-1)	
	南国市 (大桶) 字 (窪)	(甲255)	
	南国市 (大桶) 字 (発向)	(甲256-1)	
	南国市 (大桶) 字 (発向)	(甲256-2)	
	南国市 (大桶) 字 (発向)	(甲256-12)	
	南国市 (大桶) 字 (発向)	(甲257-2)	
	南国市 大桶 字【未定】	8-2	32年
	南国市 (大桶) 字 (発向)	(甲276)	
	南国市 (大桶) 字 (発向)	(甲277)	

	南国市 大桶 字 【未定】	9-1	32年
	南国市 (大桶) 字 (発向)	(甲262)	
	南国市 (大桶) 字 (発向)	(甲263)	
	南国市 (大桶) 字 (発向)	(甲264)	
	南国市 (大桶) 字 (発向)	(甲265)	
	南国市 (大桶) 字 (発向)	(甲268-2)	
	南国市 (大桶) 字 (樋尻)	(甲294-1)	
	南国市 (大桶) 字 (樋尻)	(甲296)	
	南国市 (大桶) 字 (井領)	(甲431)	
	南国市 大桶 字 【未定】	9-2	32年
	南国市 (大桶) 字 (発向)	(甲256-9)	
	南国市 (大桶) 字 (発向)	(甲256-11)	
	南国市 (大桶) 字 (発向)	(甲256-13)	
	南国市 (大桶) 字 (発向)	(甲257-1)	
	南国市 (大桶) 字 (発向)	(甲267)	
	南国市 (大桶) 字 (発向)	(甲268-3)	
	南国市 (大桶) 字 (発向)	(甲269)	
	南国市 (大桶) 字 (発向)	(甲270)	
	南国市 (大桶) 字 (発向)	(甲271)	
	南国市 (大桶) 字 (井領)	(甲438)	

注) 上記の()内は、従前地の大字・字、地番である。

2 縦覧期間・方法

令和7年1月22日(水)から令和7年1月29日(水)まで
機構ホームページに掲載

3 意見聴取の期間・提出方法

縦覧の期間中
郵送または持参とし縦覧期間満了日までに必着

4 意見書の提出先

780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52
公益財団法人高知県農業公社

5 意見聴取の対象となる利害関係人

農地中間管理事業に係る借受希望の方等で、1の農用地等の貸借について
意見のある方